

居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導サービスご利用の皆様へ

指定事業者名 指定居宅療養管理指導事業所 東京薬科大学附属薬局
指定事業所番号 (在薬) 第310959号
事業所所在地 東京都八王子市大谷町178-11

【事業の目的】

当薬局は、要介護状態または要支援状態にあり、医師等が交付した処方せんに基づき薬剤師の訪問を必要と認めた利用者に対し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅療養管理指導を提供することを目的とします。

【運営方針】

1. 当薬局は要介護者または要支援者(以下、「利用者」とします)の意志および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
2. 当薬局は地域との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

【従業者の職種、員数】

1. 居宅療養管理指導に従事する薬剤師を配置し、従事する薬剤師は保険薬剤師の登録を行い、その数は、居宅療養管理指導を行う利用者数および保険薬局の通常業務等を勘案し必要数としています。
2. 管理者は、当薬局の管理薬剤師とします。

【職務の内容】

1. 薬剤師の行う居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師または歯科医師の指示に基づき訪問等を行います。訪問に当たっては、薬剤師が薬学的管理指導計画を策定するとともに、常に利用者の病状および心身の状況を把握し、継続的な薬学的管理指導を行います。また、医薬品が利用者のADLやQOLに及ぼしている影響を確認し適切な対応を図るなど、居宅における日常生活の自立に資するよう妥当適切に管理指導を行います。居宅療養指導の内容は、処方医及び必要に応じ介護支援専門員、他のサービス事業者に報告します。
2. 薬剤師は薬学的管理指導の他、患者の住環境等を衛生的に保つための指導・助言、在宅医療機器・用具・材料等の供給、在宅介護用品・福祉機器等の供給、相談応需、その他、必要事項(不要薬剤等の廃棄処理、廃棄に関する指導等)の指導、助言を行います。

【営業日および営業時間、事業の実施地域】

1. 月曜日から金曜日の午前 8:30～午後 9:00、土曜日の午前 8:30～午後 4:30 とします。
但し、日曜日、国民の祝祭日、第1,3土曜日、年末年始(12月29日～1月3日)を除きます。
2. 実施地域は薬局を中心に半径2kmの範囲内とします。

【利用料】

1. 利用料として、別紙の(利用者の皆様へ)に掲示しております。
2. 上記の他、薬代や薬剤の調整等に係わる費用の利用者一部負担金を別途徴収させていただきます。

【その他運営に関する重要事項】

1. 当薬局の従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持します。
2. 当薬局は居宅療養管理指導の実施に当たり、利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合、その損害を補償します。
但し利用者自らの責めに帰すべき事由による場合はこの限りではありません。

【苦情申し立て窓口】

居宅療養管理指導等に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するよう、必要な措置を講じます
サービス提供にあたり苦情や相談がある場合、右記までご連絡下さい。 連絡先: TEL 042-645-4193